

電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う  
対価請求額及び確認措置関係の告示等の整備案  
に対する意見募集で寄せられた御意見に対する考え方

---

平成 28 年 4 月

電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う  
対価請求額及び確認措置関係の告示等の整備案  
に対する意見募集で寄せられた御意見について

○ 意見募集期間：平成 28 年 2 月 15 日（土）～ 平成 28 年 3 月 14 日（月）

○ 提出意見総数： 7 件

（1）個人 7 件

（2）法人・団体 0 件

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方	提出意見を踏 まえた案の修 正の有無
対価請求の告示案	<p>工事をしないサービスであっても、手数料をとれるのであれば、詐欺的な商法はまかり通ると思います。</p> <p>光の勧誘は、相手の同意さえ得ていないのに契約したとして、転用が行われておりそのような会社は、手数料だけでもとれたらいいやとと思って強引な勧誘を続けるでしょう。</p> <p>悪質な事業者は手数料をとれないようにすべきだと思います。再考をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>悪質な事業者等については、5月21日から施行される改正後の法令で導入される事実不告知・不実告知の禁止や勧誘継続行為の禁止等の規定への違反が認められた場合など、具体的事例に応じて、総務省として適正に対処してまいりたいと考えます。</p> <p>なお、告示案に定める上限額は、その額を請求できる権利を事業者に認めるものではなく、実際の民事上の請求可否又は請求額は、個別の契約及び事案に応じて変わり得るものと考えられ、事業者において無償での解約に応じることを妨げるものでもありません。</p>	無
対価請求の告示案	<p>研究会では、悪質な事業者による不当な請求を認めないって議論をしてたとおもいます。</p> <p>今回は、いくらまでといったお金の上限はありますが、どの事業者でもずっと請求し続けられるようになってるのって問題ではないですか？</p> <p>たとえば、クーリングオフが繰り返し行われるようなところは悪質じゃありませんか？</p> <p>相談の中でも繰り返し繰り返し何度も詐欺的なことを行う事業者はいて、総務省から指導されてるのに、いくらいてもきいてくれません。</p> <p>こんな事業者も請求できるとなるとせっかくの制度の意味がなくなってしまう残念です。</p> <p>クーリングオフがいっぱいされるような事業者や、総務省からも指</p>	<p>悪質な事業者等については、5月21日から施行される改正後の法令で導入される事実不告知・不実告知の禁止や勧誘継続行為の禁止等の規定への違反が認められた場合など、具体的事例に応じて、総務省として適正に対処してまいりたいと考えます。</p> <p>なお、告示案に定める上限額は、その額を請求できる権利を事業者に認めるものではなく、実際の民事上の請求可否又は請求額は、個別の契約及び事案に応じて変わり得るものと考えられ、事業者において無償での解約に応じることを妨げるものでもありません。</p>	無

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方	提出意見を踏 まえた案の修 正の有無
	<p>導されてるような悪質な事業者は、それこそ、総務省が確認して、請求できないように個別にするべきだとおもいます。ひとつひとつ退治していけばいいと思います。</p> <p>期待してます！</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
対価請求の告示案	<p>行政指導されたハイビットとかデックスなんかに手数料を認めないでください。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>悪質な事業者等については、ご指摘のように公表して文書により行う行政指導の対象となるような場合を含め、5月21日から施行される改正後の法令で導入される事実不告知・不実告知の禁止や勧誘継続行為の禁止等の規定への違反が認められた場合など、具体的事例に応じて、総務省として適正に対処してまいりたいと考えます。</p> <p>なお、告示案に定める上限額は、その額を請求できる権利を事業者に認めるものではなく、実際の民事上の請求可否又は請求額は、個別の契約及び事案に応じて変わり得るものと考えられ、事業者において無償での解約に応じることを妨げるものでもありません。また、総務省としても、悪質な事業者等については、個別の具体的事例に応じて、適正に対処してまいりたいと考えます。</p>	無
対価請求の告示案	<p>悪質な事業者には、一切の請求を認めてほしくありません。</p> <p>少なくとも悪質な事業者の判断基準を総務省が示して、個別に認めないようにすべきです。確認措置なんていう総務省が手間になるようなことを事業者に甘い顔をするためにするんだったら、消費者の</p>	<p>悪質な事業者等については、5月21日から施行される改正後の法令で導入される事実不告知・不実告知の禁止や勧誘継続行為の禁止等の規定への違反が認められた場合など、具体的事例に応じて、総務省として適正に対処してまいりたいと考えます。</p>	無

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方	提出意見を踏 まえた案の修 正の有無
	<p>ためにその反対もできるはずです。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>なお、告示案に定める上限額は、その額を請求できる権利を事業者に認めるものではなく、実際の民事上の請求可否又は請求額は、個別の契約及び事案に応じて変わり得るものと考えられ、事業者において無償での解約に応じることを妨げるものでもありません。</p>	
対価請求の告示案	<p>当職は、消費者問題を一般に扱う弁護士である。</p> <p>意見募集に付されている請求額の取扱いに係る告示に対し、今後の紛争に重要な影響を与えることから、請求額の減額の可否について質問させていただく。</p> <p>電気通信事業法の改正により、行政的な規律の中に民事効を持つ規律が導入されたことについては大変評価したい。</p> <p>本告示は、その民事的効果を持つ規律のうち、請求額について、行政規制として一定の額を示したと理解している。</p> <p>この点、請求額が紛争になった場合、裁判所において、本告示の請求額の法的性質をどのように考えたらいいか、貴省の見解を伺いたい。</p> <p>具体的には、裁判所は、当該請求額について、事業者の悪質性などを勘案して、減額しうるのかどうかである。事業者は、請求額が明示されている以上、最大額を請求するものと考えられるが、裁判所の判断により、減額が許されるのだろうか。</p> <p>民事的効果をもつ規定について、行政規律が及ぼすことができる範囲を貴省は、どのように考えているのか、ご見解をお示しいただきたい。</p> <p>なお、裁判所において個別の判断が行われることは十分に理解しており、ご回答には、裁判所が判断することであるといった回答はさ</p>	<p>告示案に定める上限額は、その額を請求できる権利を事業者に認めるものではなく、実際の民事上の請求可否又は請求額は、個別の契約及び事案に応じて変わり得るものと考えられます。ご指摘のとおり、裁判所の判断により、減額がされる場合もあると考えられます。</p>	無

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方	提出意見を踏 まえた案の修 正の有無
	<p>けていただきたいと考えている。あくまで、貴省がどのように考えるのか、という見解をお示しいただきたい。</p> <p>実務家としては、請求額が今後一番の紛争となると考えているため、あらかじめ、行政府としてのお考えをお示しいただくことは、今後、にたような紛争が生じた場合の指針となるため、ぜひ、実務家が判断に迷わないよう、できる限り、ご回答いただければ、幸いである。</p> <p>【個人】</p>		
その他	<p>以下、意見を行う。</p> <p>以下、「新旧対照表等」について意見を行う。</p> <p>本改正に賛成である。</p> <p>消費者保護のため望ましい改正であると思われた。</p> <p>また、書面交付について追加で無料もしくは合理的料金（想定として100円内）で行う定めがあるとより望ましいのではないかと思われた。</p> <p>以下、「電気通信事業法等の一部を改正する法律（概要、新旧対照表）」について意見を行う。</p> <p>○電気通信事業法 について P15 29条の改正後の（第一種～等の禁止行為等）より改正前の（禁止行為等）の方が望ましいと思われた。限定した文言にする無いと思わ</p>	<p>御意見については今回の意見募集の対象範囲外のものと考えていますが、今後の参考として承ります。</p>	無

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方	提出意見を踏 まえた案の修 正の有無
	<p>れる。</p> <p>○電波法 について P47</p> <p>本邦に入国する者が持ち込む無線設備について、当方はこれは本来認めないのが適切であると考え。（当然ながら安全面及び治安面の問題を危惧しての事である。）</p> <p>携帯電話回線及び無線 LAN 利用機器（問題ある機能があるものは除く）の持ち込みはともかく、それ以外のものについても持ち込まれるようになるのは問題が多いと考える。（例えば PHS 端末についても禁止すべきであると考え。これはトランシーバー機能を持つものもあるので、作業員の通信に使えてしまう。数百 m 届く無線機が多数持ち込まれ、既存国内組織も含めて工作活動を行われる事になるのは悪夢的状況である。）</p> <p>また、これとは直接関係ないが、携帯電話回線にしても個人が管理を行う様なフェムトセル等を使ってキャリアが把握出来ない形で通信が多数行われたり通信内容改竄が行われたりすると非常に問題であるので、現状の管理体制を変更していただきたくも思う。（海外からの持ち込みの携帯電話等もこれと組み合わせると非常に危険なものに変わる。）</p> <p>電磁波に関する問題は数多くあるが、その国内の破壊工作への利活用は非常なまでの注意を持って警戒すべきであり、利便性については安全性及び公安的要請より常に下におくべきであると考え。よって、この「適合表示無線設備とみなす」という改正は諦めるべきであると考え。（利便性の過度の提供であると考え。）</p>		

項目	頂いた御意見	御意見に対する考え方	提出意見を踏 まえた案の修 正の有無
	<p>以上である。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
その他	<p>放送等改訂事項に放送曲の停波を国民視聴者側から要求できるようにしてもらいたい事実と違う語法や変更捏造内容の放送を放送局側に指摘しても木で鼻をくくった対応しかせず、政府が停波に付いて言及すれば「政治介入」というのであれば、放送の公平中立性に対して自浄機能や規制をかける方法が無いので、国民側から「公共財」である電波帯域の利用停止を請求できるように請求する権利と手続き、機構の設置をしてもらいたい。国民からの要求であれば「政治介入」と言う詭弁で偏向捏造体制を改めないことは許されなくなります。</p> <p>はっきり言って、公共放送と言いつつ、事実と真逆の放送しても改めない放送法違反の放送局を規制できない現行放送法に法としての拘束力と機能はありません。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>御意見については今回の意見募集の対象範囲外のものと考えていますが、今後の参考として承ります。</p>	無